

**武蔵野市子ども支援連携会議 令和3年度報告書**

## 目次

- 01 武蔵野市子ども支援連携会議報告（令和3年度） 1 ページ
- 02 報告資料 5 ページ～
  - 資料編① 令和3年度健康福祉部・子ども家庭部・教育部合同政策研究  
実施結果 6 ページ
  - 資料編② ヤングケアラーに関するアンケート結果集計 7 ページ
- 03 設置要綱 11 ページ
- 04 名簿 14 ページ
- 05 検討経過 15 ページ

子ども支援連携会議で調査・検討を行ったので、武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱第2条に基づき、以下のとおり報告する。

## 1 検討経過

令和3年度は部会を設置せず、子どもの居場所及びヤングケアラーへの支援について検討を行うこととした。子どもの居場所については、ワーキングを設置し、調査・検討を行った。

また、子ども支援連携会議以外で実施する関連する取組みについて、会議で実施状況を共有した。

## 2 子どもの居場所について（検討結果）

### (1) 子どもの居場所に関する検討課題について

- 第六期長期計画及び第五次子どもプラン、さらに子どもの権利に関する条例検討委員会で、子どもの居場所の検討の必要性が挙げられている。
- 会議では、子どもの居場所に関する課題として、以下の6点を確認した。そのうち、②～⑤を今年度の検討課題とし、具体的な実現可能性については、ワーキングでの調査・検討を踏まえて検討することとした。

① 公共施設の整備

② 民間団体への補助事業の創設（100～1000万円規模の補助事業）

※東京都による補助制度あり

③ 既存施設の利活用（コミセン、テンミリオンハウスなど）

④ 民間団体の活動支援（活動場所の確保、広報の支援など）

⑤ 子どもの居場所に関する広報の強化（専用サイト、広報物の作成など）

⑥ 学校内の居場所づくり（不登校手前の子どもが過ごせる場所など）

### (2) ワーキングでの検討方法について

○市民社協で現在実施している「子どもの支援に係る地域連携強化事業」と重なる部分もあるため、市民社協単独で進めることが難しい部分をワーキングで検討することとした。

○特に場所の問題としては、子どもの居場所として活用できそうな場所をワーキングでピックアップし、調査を行った。

※ワーキングで検討する際の居場所の主な利用者は、支援が必要な子どもを想定した。

※ワーキングでの検討に当たっては、先行事例である、未就学期の親子の居場所の事例を参考とした。

### (3) ワーキング検討結果

- ワーキングで実施した子どもの居場所に関する調査では、コミセンについては、一定程度子どもの居場所として活用できる可能性があった。その他、エコreゾート、図書館、テンミリオンハウス等も活用の余地がある。
- 今後、民間団体の活動場所の問題については、上記調査結果を踏まえ、市民社協で団体のニーズに応じて、そのつど適切な場所をマッチングする取組みを進めるのが良い。その際、民間の物件についても市民社協で情報を集めておくことが望ましい。
- 検討課題のうち、広報に関する部分については、市民社協で実施している「子どもの支援に係る地域連携強化事業」において新たな広報物の作成等を始めたところであり、いったんその効果を確認してから必要に応じて新たな取組みを検討することが望ましい。
- 民間団体への新たな補助事業の創設については、団体から一定の要望はあるものの、市として本当に実施すべきかどうか、市として方向性を協議する必要がある。

### (4) 会議での検討結果

- 民間団体の活動場所のマッチングや、子どもの居場所に係る広報については、ワーキング報告通り、市民社協で実施している「子どもの支援に係る地域連携強化事業」での取組みを、引き続き推進することとする。
- 既存の活動場所のうち、テンミリオンハウスの子どもの居場所としての活用については、整理すべき課題が多く、現時点での実施は難しい。
- 民間団体への新たな補助事業の創設については、少額の団体活動助成とは異なり、市として居場所の整備方針等を十分検討してから実施すべきものである。事業の担い手や具体的な実施スキームなど、引き続き検討を深めていく必要がある。

## 3 ヤングケアラーへの支援について（検討結果）

### (1) ヤングケアラーへの支援に係る検討方法について

- ヤングケアラーへの支援については、市の健康福祉部、子ども家庭部、教育部共通の課題である。検討を開始するにあたり、各部職員へのヤングケアラーに関する啓発を行うため、3部合同の政策研究として、成蹊大学澁谷教授による、職員向け講演会を実施した(概要は資料編①参照)。

○上記講演会を受けて、ヤングケアラーへの支援として、3部の各課へ「今すぐできる取組み」、「今後、予算化や事業化すれば実現可能な取組み」についての照会を行った。

※別途、子どもの権利に関する条例の検討において、市立学校の小学4年～中学3年生に対し、子どもの権利についてのアンケートを実施した際、ヤングケアラーに関する質問項目を設けた（集計結果は資料編②参照）。

## (2) 会議での検討結果

○市立学校でのアンケートによると市内にも一定数のヤングケアラーがいること、国や都でもヤングケアラーに関する新規事業が検討されていること等を踏まえ、市で実施可能な取組みについて検討を行った。

○各課への照会で実施可能な取組みとして挙げられた内容をもとに、令和4年度、以下の取組みを実施することとした。

### 【A：関係機関への啓発】

- ①関係する事業者（ヘルパー事業所等）に対して、ヤングケアラーに関する研修を実施する。
- ②その際、ヤングケアラーと思われる子どもがいたら、担当部署に連絡するよう伝える。
- ③担当部署で必要な既存の支援制度（ヘルパーや居場所）につなぐ。
- ④担当部署で必要と思われる場合、子ども家庭支援センターにも情報提供し、協力して支援に当たる。

### 【B：子どもへの啓発・支援】

- ①既存のリーフレット等を活用し、市立学校で子どもにヤングケアラーに関する周知を行う。
- ②その際、もし自分がヤングケアラーだと思ったら、〇〇（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）に相談すると良いことを伝える。
- ③上記の相談を受けた相談員は、支援が必要と思われる場合、子ども家庭支援センターに連絡する。
- ④子ども家庭支援センターから、必要な既存の支援制度（ヘルパーや居場所）につなぐ。

※A、Bとも、実施に当たっては、各支援者への研修内容、市の支援の流れ、利用できる支援サービスの整理等が必要。

○新規事業の予算化等については、上記取組みをいったん実施したうえで、その必要性について検討することとした。

#### 4 令和4年度の検討について

令和3年度検討を行った、子どもの居場所及びヤングケアラーへの支援については、今後も引き続き検討を要する課題であるが、令和4年度の子ども支援連携会議で検討すべき課題については、その他の事項も含め、改めて令和4年度第1回会議において協議するものとする。

# 報告資料

### 令和3年度健康福祉部・子ども家庭部・教育部合同政策研究 実施結果

#### 《講演会》

- 日時：令和3年10月15日（金）午後6時～7時30分
- 場所：武蔵野市役所 802 会議室  
(813、601、411、412 会議室)
- 講師：澁谷 智子 氏（成蹊大学文学部現代社会学科教授）
- 申込者：健康福祉部・子ども家庭部・教育部等の職員98名（申し込み時点）  
※市長・副市長・教育長を含む
- テーマ：ヤングケアラーをどう支援できるか ～武蔵野市の場合～
- 主な内容：

#### ◆把握◆ 子どもが担っているケアの実態を、解像度を上げて把握

- ①子どもへのアンケート調査、子どもへの啓発
- ②行政のサービス利用などからのチェック（介護保険、学習支援教室等）
  - <事例>埼玉県によるヤングケアラー実態調査
    - ・ケアの内容別にみたケア時間やケアの責任
    - ・1日あたりのケア時間と学校生活への影響
  - <事例>元ヤングケアラーの体験

#### ◆支援◆ 子どもの状況を確認して、支援のレベルを振り分ける

- ①重点サポート（緊急性あり、平日に4時間以上のケアを行っている場合等）
  - ・ソーシャルワーカー、福祉・子ども関係の部署、民間機関と連携し、子どものケア時間や負担を減らすためにできることを探す
  - ・ケアを要する人への支援（医療とも連携）
  - ・地域でのヤングケアラー支援（居場所）
- ②学校でのサポート（学校全体で支援の仕組みを作る）
  - ・ヤングケアラーへの理解を広める。
  - ・学校でケアについて相談できる環境、学校で勉強できる時間と空間の確保
  - ・ある程度の柔軟な対応

<事例>イギリスハンプシャー州ウィンチェスターでの支援例

#### 支援していくときの方向性

- ・話し相手に会える安全な場所の提供
- ・子どもや若者が家で担っているケアを減らす
- ・ヤングケアラーに関する社会の意識を高める



## ◆ヤングケアラーに関するアンケート結果集計(子どもの権利条約アンケート)

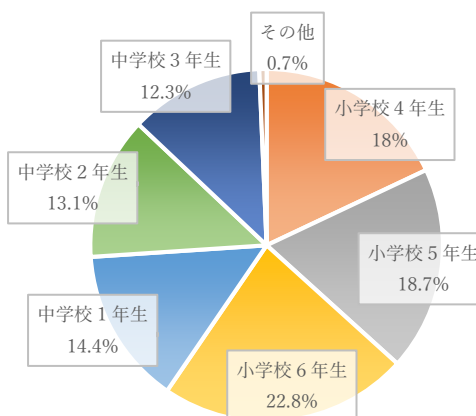
## I アンケート概要

- 1 対象者 市立学校(小4～中3)全児童生徒
- 2 実施方法 児童生徒に配付されているタブレット端末により無記名回答
- 3 回答総数 3,743 件

## II アンケート結果

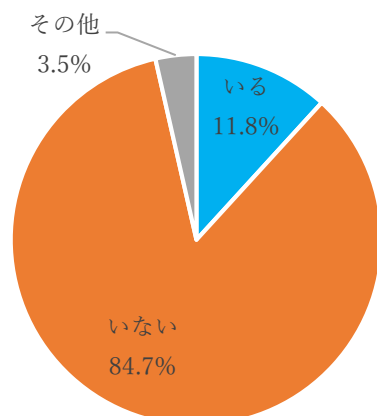
## 回答者

	回答数	
小学校4年生	673	18.0%
小学校5年生	701	18.7%
小学校6年生	855	22.8%
中学校1年生	539	14.4%
中学校2年生	490	13.1%
中学校3年生	460	12.3%
その他	25	0.7%
合計	3,743	100.0%

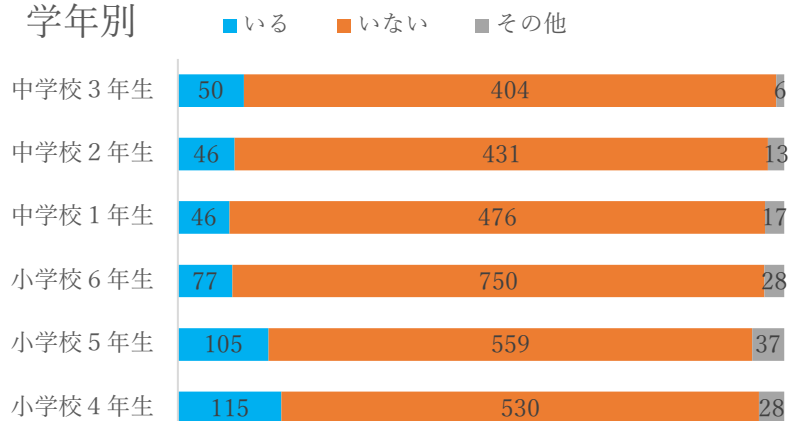


問1 もともと、大人がやると考えられているような家事(例:食事の用意、洗たく、そうじ)や家族の世話(例:病院へのつきそい、衣服の脱ぎ着の世話)などを、大人の代わりにいつも行っている子どものことを「ヤングケアラー」と言われています。家族の中に、あなたがお世話している人はいますか？

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計	割合
いる	115	105	77	46	46	50	2	441	11.8%
いない	530	559	750	476	431	404	19	3,169	84.7%
その他	28	37	28	17	13	6	4	133	3.5%
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743	100.0%

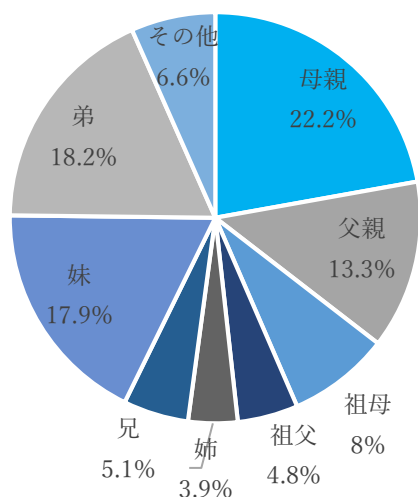


## 学年別

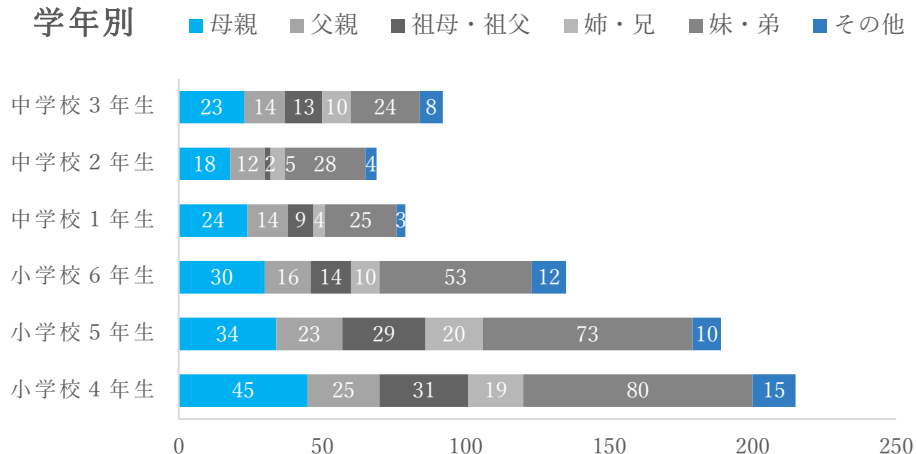


問 1-2 「いる」と回答した人に聞きます。あなたは、だれのお世話をしていますか？  
(あてはまるものすべて選んでください。)

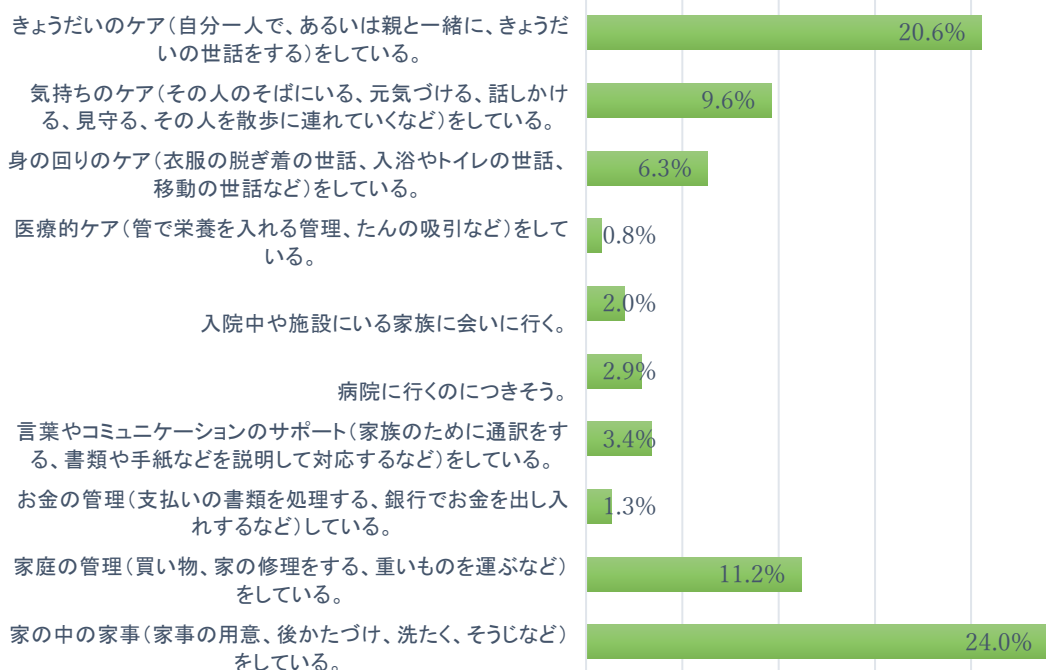
	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計	割合
母親	45	34	30	24	18	23	3	177	22.2%
父親	25	23	16	14	12	14	2	106	13.3%
祖母	17	19	10	5	2	9	2	64	8.0%
祖父	14	10	4	4	0	4	2	38	4.8%
姉	11	7	4	2	2	3	2	31	3.9%
兄	8	13	6	2	3	7	2	41	5.1%
妹	45	33	26	12	11	13	3	143	17.9%
弟	35	40	27	13	17	11	2	145	18.2%
その他	15	10	12	3	4	8	1	53	6.6%
合計	215	189	135	79	69	92	19	798	100.0%



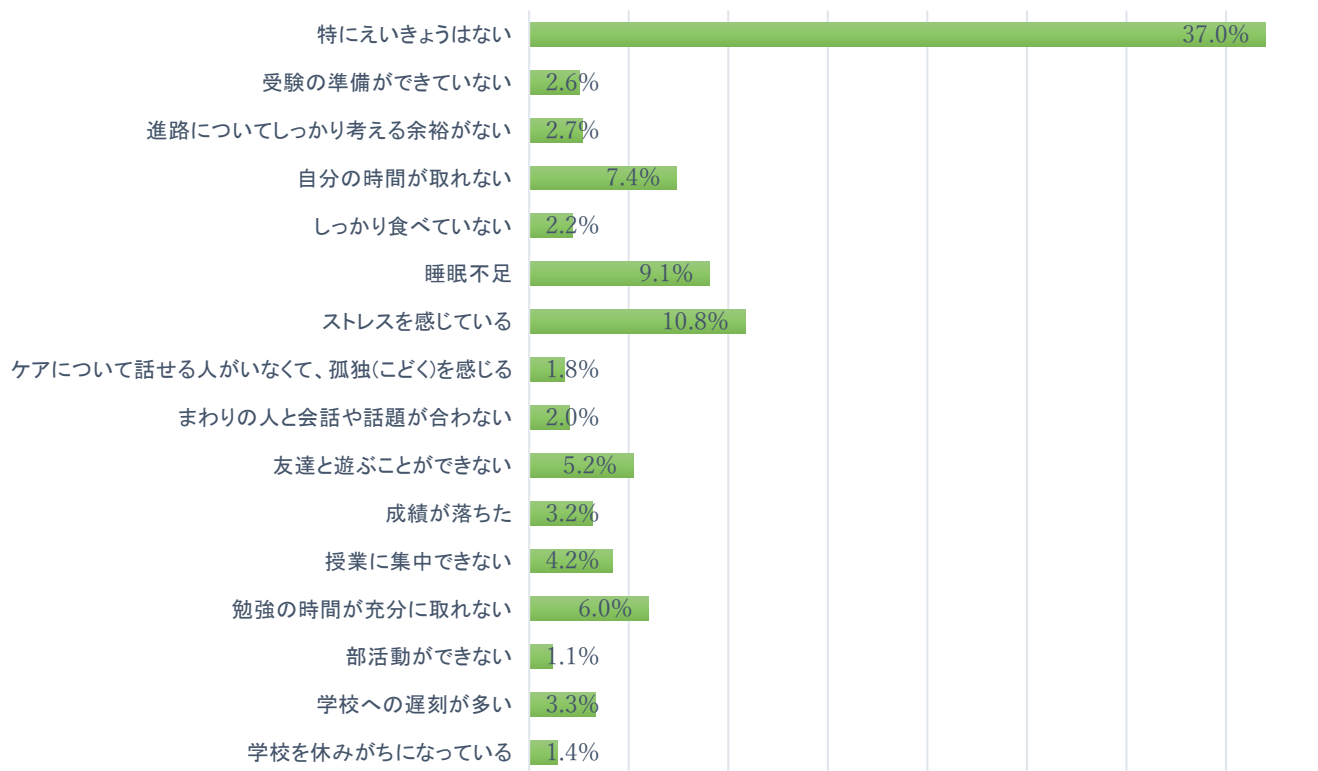
### 学年別



問 1-3 「いる」と回答した人に聞きます。あなたは、どんなことを行っていますか？  
(あてはまるものすべて選んでください。)

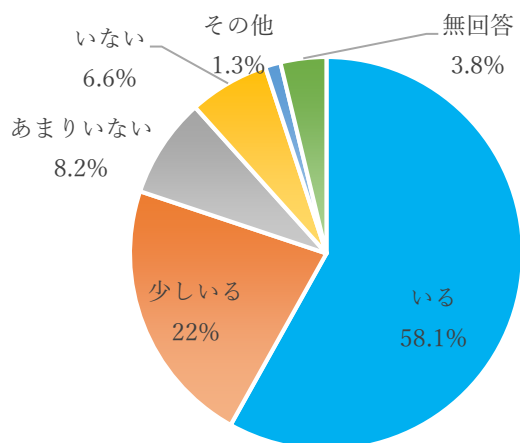


問 1-4 「いる」と回答した人に聞きます。家族のお世話をしているために、自分の生活にどんなえいきょうが出ていると思いますか。(あてはまるものすべてを選んでください。)

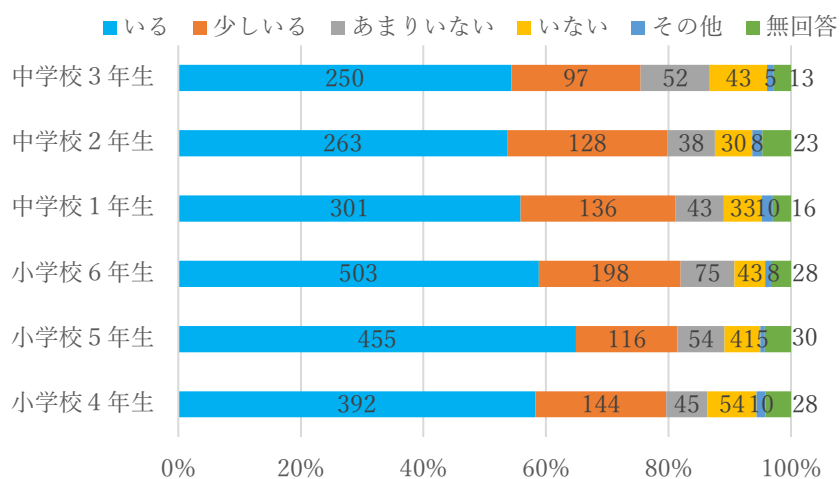


問2 悩んでいること、困っていることを相談できる人はいますか？

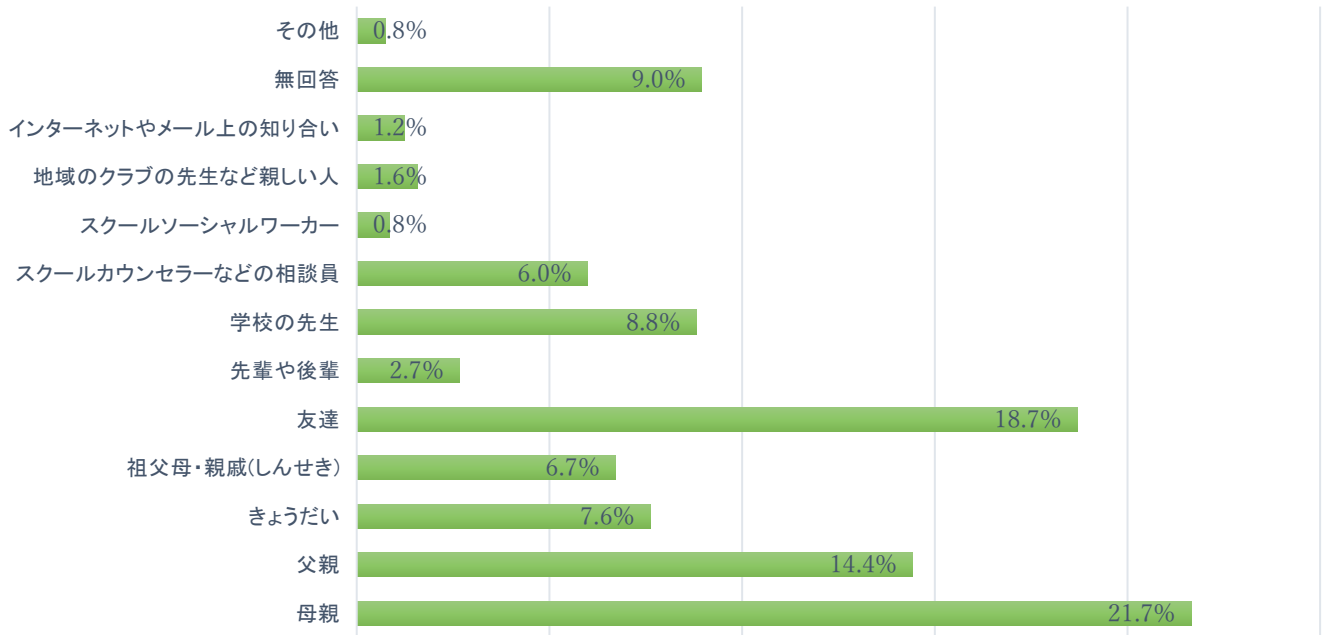
	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計	割合
いる	392	455	503	301	263	250	11	2,175	58.1%
少しいる	144	116	198	136	128	97	5	824	22.0%
あまりいない	45	54	75	43	38	52	1	308	8.2%
いない	54	41	43	33	30	43	3	247	6.6%
その他	10	5	8	10	8	5	2	48	1.3%
無回答	28	30	28	16	23	13	3	141	3.8%
合計	673	701	855	539	490	460	25	3,743	100.0%



学年別



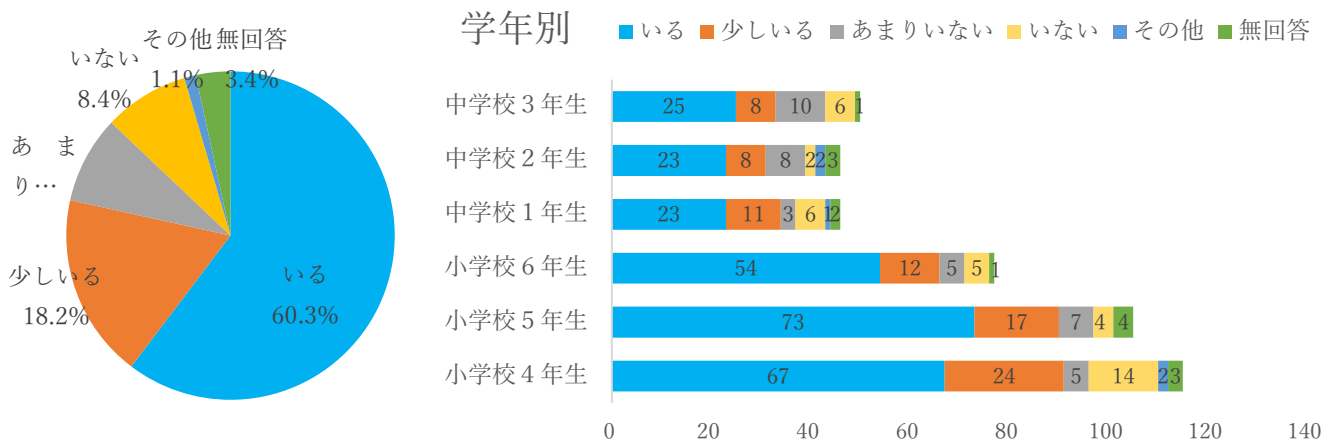
問 2-2 相談できる人が「いる」と回答した人にお聞きします。それは、だれですか？(いくつでも可)



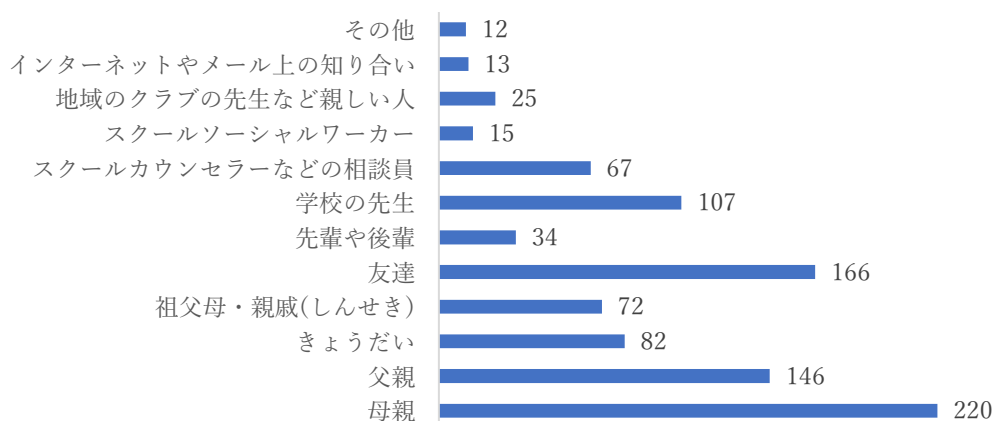
<クロス集計> 家族の中にあなたがお世話している人が「いる」と答えた人(441名)について

■お世話している人が「いる」と答えた人について、悩んでいることや困っていることを相談できる人はいますか？

	小学校 4年生	小学校 5年生	小学校 6年生	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	その他	合計	割合
いる	67	73	54	23	23	25	1	266	60.3%
少しいる	24	17	12	11	8	8	0	80	18.2%
あまりいない	5	7	5	3	8	10	0	38	8.6%
いない	14	4	5	6	2	6	0	37	8.4%
その他	2	0	0	1	2	0	0	5	1.1%
無回答	3	4	1	2	3	1	1	15	3.4%
合計	115	105	77	46	46	50	2	441	100.0%



■相談できる人が「いる」と答えた人について、それはだれですか？(いくつでも可)



## ○武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱

平成27年6月10日要綱第126号

## 改正

平成30年7月24日要綱第107号

令和元年7月18日要綱第71号

令和2年4月1日要綱第55号

令和3年4月1日要綱第3号

## 武蔵野市子ども支援連携会議設置要綱

(設置)

**第1条** 第五次子どもプラン武蔵野に基づき、子どもが障害又は貧困等の環境要因に左右されることなく、地域の中で健やかに成長するための環境づくりを行うため、武蔵野市子ども支援連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所管事項)

**第2条** 連携会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 障害のある子ども及びその家庭の状態に応じた切れ目のない支援の在り方に関する事。
- (2) 子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがなくなるための必要な支援の在り方に関する事。
- (3) 前2号に掲げる支援を行うために必要な所管変更を含めた体制づくりに関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもが地域の中で健やかに成長するための環境づくりに市長が必要と認める事。

(組織)

**第3条** 連携会議は、次に掲げる職にある者をもって構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 子ども家庭部長
- (3) 教育部長
- (4) 健康福祉部地域支援課長
- (5) 健康福祉部生活福祉課長
- (6) 健康福祉部障害者福祉課長
- (7) 健康福祉部健康課長
- (8) 健康福祉部健康課地域保健調整担当課長

- (9) 子ども家庭部子ども子育て支援課長
  - (10) 子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長
  - (11) 子ども家庭部子ども育成課長
  - (12) 子ども家庭部児童青少年課長
  - (13) 教育部統括指導主事
  - (14) 教育部教育支援課教育相談支援担当課長
- (座長)

**第4条** 連携会議の座長は、子ども家庭部長とする。

- 2 座長は、会務を総括し、連携会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 連携会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 連携会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

**第6条** 連携会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、連携会議が指示する課題について検討を行い、その結果を連携会議に報告するものとする。
- 3 部会は、座長が指名する委員をもって構成する。

(ワーキングチーム)

**第7条** 連携会議は、必要があると認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、連携会議の委員がその所属する職員のうちから指名するものをもって構成する。

(事務局)

**第8条** 連携会議の事務局は、子ども家庭部子ども子育て支援課に置く。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、連携会議について必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

**付 則** (平成30年7月24日要綱第107号)

この要綱は、平成30年7月24日から適用する。

**付 則**（令和元年7月18日要綱第71号）

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。

**付 則**（令和2年4月1日要綱第55号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

**付 則**（令和3年4月1日要綱第3号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

## 令和3年度 子ども支援連携会議 委員

職名	氏名
健康福祉部長	山田 剛
健康福祉部保健医療担当部長	一ノ関 秀人
子ども家庭部長	勝又 隆二
教育部長	樋爪 泰平
健康福祉部地域支援課長	小久保 渉
健康福祉部生活福祉課長	毛利 悦子
健康福祉部障害者福祉課長	勝又 玲子
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長	高橋 徹
子ども家庭部子ども子育て支援課長	吉村 祥子
子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長	小林 玲子
子ども家庭部子ども育成課長	吉田 竜生
子ども家庭部児童青少年課長	茂木 孝雄
教育部統括指導主事	小澤 泰斗
教育部教育相談支援担当課長	祐成 将晴

## 令和3年度 子ども支援連携会議 ワーキングスタッフ

所属	職名	氏名
健康福祉部生活福祉課	主査	浅見 敏和
子ども家庭部子ども子育て支援課	係長	鹿島 昌吾 (※)
	担当係長	村重 紗央理
	主事	岡本 綾乃 (※)
	主事	結城 駿太
子ども家庭部児童青少年課	係長	本田 俊逸
教育部指導課	指導主事	中島 裕人
教育部教育支援課	課長補佐	伏谷 寿洋
(社福) 武蔵野市民社会福祉協議会	係長	横山 美江

(※) 事務局担当



## 令和3年度子ども支援連携会議 検討経過

日時	会議種別	内容
令和3年5月18日	連携会議(親会議)	令和3年度子ども支援連携会議の進め方について
令和3年7月16日	第1回ワーキング	(1)今年度の検討事項とスケジュール (2)子どもの居場所づくりについて
令和3年10月18日	第2回ワーキング	子どもの居場所の検討について
令和3年11月22日	連携会議(親会議)	課題の検討状況について
令和3年12月9日	第3回ワーキング	子どもの居場所の検討について
令和4年2月8日	第4回ワーキング	(1)子どもの支援に係る広報物について (2)子どもの居場所に関する検討について
令和4年3月4日	連携会議(親会議)	(1)連携会議以外で検討を進めている課題の状況報告 (2)ヤングケアラーへの支援について (3)子どもの居場所について

武蔵野市子ども支援連携会議 令和3年度報告書

令和4年4月

子ども家庭部子ども子育て支援課（子ども支援連携会議事務局）